

令和7年3月31日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税の令和7年度における輸入基準数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第1項の規定に基づき、令和7年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

項	概要	輸入基準数量		協定対象外 輸入基準数量	
1	低脂肪乳	0	トン	0	トン
2	飲用乳	101	トン	101	トン
3	クリーム	57	トン	27	トン
4	粉乳類	23,078	トン	17,616	トン
5	無糖れん乳	1,358	トン	1,357	トン
6	加糖れん乳	257	トン	95	トン
7	ヨーグルト	17	トン	17	トン
8	バターミルク	20	トン	20	トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801	トン	46,217	トン
10	その他の乳製品	11,357	トン	4,816	トン
11	バター	17,983	トン	14,523	トン
12	豆類	75,032	トン	35,697	トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798	トン	5,256,055	トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832	トン	170,350	トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692	トン	1,042,692	トン
15	コーンスターク	3,699	トン	3,529	トン
16	ばれいしょでん粉	11,772	トン	10,387	トン
17	マニオカでん粉	151,213	トン	149,682	トン
18	サゴでん粉	20,958	トン	13,494	トン
19	その他のでん粉	1,890	トン	1,743	トン
20	イヌリン	3,000	トン	81	トン
21	落花生	35,920	トン	21,411	トン
22	こんにゃく芋	174	トン	174	トン
23	ミルク調製品	9,293	トン	2,252	トン
24	でん粉調製品	1,321	トン	767	トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0	トン	0	トン

26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520	トン	1,779	トン
27	調製食用脂	16,803	トン	2,016	トン
28	繭	1.6	トン	1.6	トン
29	生糸	234	トン	234	トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。